

## 伊達市集落支援員 募集要項

令和8年1月22日

伊達市では、人口減少・少子高齢化が進む集落の現状を把握し、地域の課題解決や集落の維持、活性化のための話し合いの促進や取り組みに対する支援を行う「集落支援員」を募集します。

### 1 集落支援員制度について

過疎地域等に所在する集落の多くは、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが大きな問題となっています。

本市では、このような問題に対応するため、総務省の「集落支援員」制度を導入し、地域住民が集落の問題を自らの課題として捉え、集落の現状や課題・集落のあり方に関する話し合いを促進し、集落対策に積極的に取り組むことを目的とします。

### 2 活動地区及び活動内容

集落支援員は、市職員、地域自治組織等と連携・協力し、次に掲げる活動を行います。

#### (1) 活動地区

- ・各総合支所管内の地域自治組織、行政区等とする。

#### (2) 活動内容

##### ①集落点検

- ・地域自治組織を対象に集落点検（アンケートや聞き取り等）を実施する。
- ・地域自治組織の集落点検結果を集約・分析し、地域自治組織内の住民や地域の現状、住民ニーズを把握、見える化する。

##### ②点検結果に基づいた話し合い

- ・点検結果をもとに地域自治組織や地域住民による話し合いを促進する。

##### ③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策の実施の支援

- ・地域住民との話し合いを通じて必要と認められる集落の維持・活性化対策についての取り組みを支援する。
- ・地域づくり担当や各種団体と連携して取り組みへの支援を行う。

### 3 募集人員

1名（月館地域）

### 4 募集対象

- 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- 地域活性化に意欲があり、地域活動に積極的に取り組める方
- 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方

(5) ワード、エクセルなどの一般的な Windows 環境でのパソコンの操作ができる方

## 5 雇用形態・期間

- (1)会計年度任用職員として市が任用します。
- (2)任用は1年間ごとに更新します。

## 6 勤務条件

### (1)報酬

月額 160,000 円

期末手当 年2回（6月、12月）

### (2)勤務日・勤務時間

月曜日から金曜日までのうち週4日の8:30~17:15（休憩 12:00~13:00）

活動内容により勤務時間帯の変更が可能（フレックスタイム制）

### (3)休日

土、日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）

勤務を要しない平日については、所属長と協議のうえ決定します。

土、日等に勤務された場合は、勤務日を休日に振り替えることが可能

### (4)有給休暇

年12日（年度途中からの任用の場合は月割り）

### (5)待遇・福利厚生

社会保険、厚生年金、雇用保険へ加入します。

活動用の車両、パソコン及び携帯電話を貸与します。

## 7 応募方法

### 提出書類

○履歴書（伊達市ホームページからダウンロードし記入）

提出書類は下記提出先に持参または郵送してください。なお、応募書類の返却はしませんので、ご了承ください。

#### 【提出先】

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市 未来政策部 協働まちづくり課宛

## 8 応募期間

令和8年2月19日（木）までに必着

※期限までに応募者がいない場合は応募期間を延長することがあります。

## 9 選考方法

### (1)面接による選考を行います。

日時等は別途通知します。

### (2)選考結果は、受験者全員に文書でお知らせします。

## 10 問合せ

伊達市 未来政策部 協働まちづくり課 地域振興係

電話 024-575-1177 FAX 024-575-2570

E-mail [kyodou@city.fukushima-date.lg.jp](mailto:kyodou@city.fukushima-date.lg.jp)